

社会福祉法人共生会

共生会居宅サービスセンター

居宅介護支援利用契約書

第1条（目的及び内容）

- 1 事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むために必要な居宅サービスが適切に利用できるよう、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、当該計画に基づいて適切な指定居宅サービス等の提供が確保されるようにサービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供します。
- 2 サービスの内容の詳細は、別紙「重要事項説明書」に記載の通りです。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は、契約日から利用者の契約締結時点における要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 前項の要介護認定が更新された場合で、上記の契約期間満了日の7日前までに利用者から契約終了の意思表示がないときは、原則として契約は自動更新させていただきます。

第3条（指定居宅介護支援の担当者）

- 1 事業者は、指定居宅介護支援の担当者（以下「担当者」という。）として介護保険法に定める介護支援専門員を任命し、適切な居宅介護支援に努めます。
- 2 事業者は、担当者を任命し、又は変更する場合は、名前を文章で通知します。利用者の状況とその意向に配慮して行うとともに、事業者側の事情により変更する場合にはあらかじめ利用者と協議します。

第4条（居宅サービス計画作成及び計画変更の支援）

事業者は次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画作成を支援します。

- 1 利用者宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、課題を把握します。
- 2 当該地域における指定居宅サービス事業所等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者、及びその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- 3 利用者は、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。
- 4 利用者は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求

めることができます。

- 5 提供されるサービスの目標及び達成時期、留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- 6 居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- 7 利用者が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望する場合、又は事業者が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

第5条（サービス提供の経過観察・評価）

事業者は、居宅サービス作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- 1 利用者及び家族と毎月連絡をとり、経過の把握に努めます。
- 2 居宅サービス計画（ケアプラン）の目標に沿ってサービス提供されるよう指定居宅サービス事業者との連絡調整を行います。
- 3 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画の変更の支援、要介護認定区分変更申請等の必要な支援の対応をおこないます。

第6条（サービス提供の記録等）

事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を記載し、これを契約終了後5年間は適正に保存します。又、利用者の求めに応じてこの記録は閲覧ができ、コピーの交付を希望することができます。

第7条（給付管理）

事業者は居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、神奈川県国民健康保険団体連合会に提出します。

第8条（要介護認定等に係る支援）

事業者は、利用者が要介護認定更新申請及び状態変化に伴う区分変更等の申請を円滑に行えるように支援します。又、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって

行います。

第9条（施設入所等への支援）

事業者は、利用者が介護保険施設等への入所を希望した場合、施設紹介等の支援を行います。

又、利用者が指定する他の支援事業者等への関係記録（写し）の引き継ぎ等を支援いたします。

第10条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対しいつでも1週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。
- 2 事業者は、利用者及びその家族等関係者の不信行為により契約を継続することが困難となった場合は、その理由を記載した文書を通知することにより、この契約を解除することができます。
- 3 次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。
 - (一) 第2条第1項の要介護認定が更新されないまま契約の有効期間が満了したとき
 - (二) 利用者が介護保険施設や医療施設に入所又は長期の入院療養が見込まれる場合
 - (三) 利用者の要介護認定区分が自立又は要支援と認定された場合
 - (四) サービス提供地域を越える場合
 - (五) 利用者が死亡した場合

第11条（損害賠償）

事業者は、居宅介護支援の実施にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、介護保険事業にかかる所定の保険を適用し、誠意をもってその損害を賠償します。ただし、事業者の責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

第12条（秘密保持）

- 1 事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件下で個人情報を利用できるものとします。

第13条（苦情対応）

- 1 利用者は、提供した居宅介護支援に苦情がある場合又は事業者が作成した居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに苦情がある場合には、事業者、市町村又は神奈川県国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。
- 3 事業者は、利用者が苦情申立て等を行ったことを理由として何ら不利益な取扱いをすることはありません。

第14条（契約外条項など）

- 1 この契約及び介護保険法その他の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、利用者と事業者との協議により定めます。
- 2 この契約書は、介護保険法に基づくサービスを対象としたものですので、利用者がそれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約が必要になります。

この契約を証するため、本書2通を作成し、ご利用者(代理人による契約締結の場合は代理人)及び事業者が署名・押印のうえ、一通ずつ保有するものとします。

契約締結日 年 月 日

利用者

住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____

代理人 (代理人を選任した場合)

住 所 _____

氏 名 _____

続 柄 _____

電 話 _____

(事業者)

所在地 神奈川県藤沢市鶴沼1559

事業者 共生会居宅サービスセンター

代表者 社会福祉法人共生会 理事長 川瀬和一

管理者 米澤 まゆみ

電 話 0466-22-7589